

鳩山町制施行40周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳩山町制施行40周年に当たり、鳩山町制施行40周年記念事業基本方針に基づき実施される事業のうち、その名称に記念事業である旨を冠として付すもの（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、鳩山町制施行40周年を記念して実施される事業のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内で実施され、鳩山町制施行40周年の機運を盛り上げるもので、かつ、町の持つ魅力を町内外に情報発信できるものであること。
- (2) 町が出資する公益法人、町の振興若しくは公共的活動を目的として結成された町内に活動拠点を置く団体、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する者が実施するものであること。
- (3) 実施者が実施費用を自ら負担するものであること。
- (4) 営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
- (5) 個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (6) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。
- (7) 特定の政党、政治上の主義を支持し、又は反対するものでないこと。
- (8) 法令や公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないものであること。
- (9) 専ら収益事業に類するものではなく、かつ、入場料等が適当であること。
- (10) 鳩山町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が関係していないこと。

(事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかの名称とする。

- (1) 鳩山町制施行40周年記念
- (2) 鳩山町制施行40周年記念事業
- (3) 祝鳩山町制施行40周年
- (4) 前3号のほか、町長が特に認めたもの

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、鳩山町制施行40周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、町、町の行政委員会若しくは町が出資する公益法人又は鳩山町制施行40周年記念事業補助金の交付決定を受けた団体等については、省略することができる。

（事業の承認等）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業を承認したときは、鳩山町制施行40周年記念冠事業承認通知書（様式第2号）を、事業を不承認としたときは、鳩山町制施行40周年記念冠事業不承認通知書（様式第3号）をそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認を受けた者は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 事業の名称に第3条各号いずれかの冠を付すこと。
- (2) 町の広報紙及びホームページへ広報記事を掲載すること。
- (3) 鳩山町制施行40周年記念事業ロゴマークの使用
- (4) 鳩山町制施行40周年記念事業キャッチフレーズの使用
- (5) その他町長が必要と認めるもの

（事業中止等の届出）

第6条 前条第1項の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、鳩山町制施行40周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第4号）により速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

（承認の取消し）

第7条 町長は、第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条に規定する冠事業の対象となる事業の要件を満たすものでないことが判明した場合は、承認を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、鳩山町制施行40周年記念冠事業承認取消通知書（様式第5号）により当該事業者に通ずるものとする。

3 第1項の規定により冠事業の承認を取り消したことにより、事業者に損害が生じた場合であっても、町はその損害を賠償する責めを負わない。

（実績報告）

第8条 事業者は、冠事業終了後40日以内に鳩山町制施行40周年記念冠事業

実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（紛争の解決）

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（冠事業の取扱いに関する事務）

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、政策財政課が行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業承認申請書

年 月 日

鳩山町長

宛て

住所又は所在地

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業を次のとおり実施したいので、鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱第 4 条の規定により申請します。

事業名	
事業目的・概要等	
実施場所	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用冠名称等	<input type="checkbox"/> 冠名称 <input type="checkbox"/> ロゴマーク
担当者連絡先 (氏名・電話番号)	

添付書類

- (1) 事業の概要がわかる書類等（企画書、チラシ等）
- (2) 申請者の概要がわかる書類等
- (3) その他町長が必要と認める書類等

誓約事項

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱の規定内容を遵守するとともに、町長が要綱第 2 条に規定する冠事業の対象となる事業の要件を満たすものでないと認めたときは、直ちに事業を中止することを誓約します。

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

鳩山町長

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鳩山町制施行 40 周年記念冠事業の実施について、鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり承認いたします。

記

事業名	
事業目的・概要等	
実施場所	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用冠名称等	<input type="checkbox"/> 冠名称 <input type="checkbox"/> ロゴマーク
備考	

※事業終了後は、「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業実績報告書（様式第 6 号）」で実施概要（実施日・実施場所・参加者数等）をご報告ください。

※承認を受けた内容を変更する場合は、「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第 4 号）」を提出し、承認を受けてください。

第 号
年 月 日

様

鳩山町長

鳩山町制施行40周年記念冠事業不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鳩山町制施行40周年記念冠事業の実施について、鳩山町制施行40周年記念冠事業取扱要綱第5条第1項の規定により下記のとおり不承認といたします。

記

【不承認の理由】

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号(第 6 条関係)

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業変更（中止）届出書

年 月 日

鳩山町長

宛て

申請者

住所又は所在地

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付けで 第 号で承認されました鳩山町制施行 40 周年記念冠事業について、事業を変更（中止）したいので、鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱第 6 条の規定により次のとおり届け出ます。

事業名	
変更（中止）の内容等	

年 月 日

様

鳩山町長

鳩山町制施行 40 周年記念冠事業承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した鳩山町制施行 40 周年記念冠事業について、鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認を取り消します。

記

【取消しの理由】

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第8条関係)

鳩山町制施行40周年記念冠事業実績報告書

年 月 日

鳩山町長

宛て

申請者

住所又は所在地

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認されました鳩山町制施行40周年記念冠事業について、事業が終了したので、鳩山町制施行40周年記念冠事業取扱要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業名	
実施場所	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容	
参加人数	

※事業の実績が分かる書類を添付してください。